福井県自治研修所研修業務の委託先募集要領

令和８年１１月

福井県総務部人事課

福井県自治研修所研修業務の委託先募集要領

１　目　的

少子高齢化の進展・生産年齢人口の減少をはじめ、個人のライフプラン・価値観の多様化、大規模災害・感染症などの新たなリスクの顕在化、ＡＩをはじめとするデジタル技術の進展等により地方公共団体を取り巻く状況が大きく変化しています。

このような状況において、複雑・多様化する行政課題の解決や行政サービスの向上を図るとともに、能率的な公務の運営を行うためには、地方公共団体が、それらを担うことができる人材の育成・確保に戦略的に取り組んでいくことが必要です。

本県の人材育成に関しては、職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の大きな柱の一つである職員研修について、実績やノウハウを蓄積している民間の研修専門機関に委託し、職員研修の高度化を図っています。

このたび、令和８年度をもって現委託期間が満了となるため、改めて職員研修の企画、実施運営方法、評価方法等について、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集します。

２　委託する業務

（1）名　称

福井県自治研修所研修業務

（2）各年度の業務内容

「県職員階層別研修」、「市町職員階層別研修」、「能力開発研修（選択研修）」および「その他研修（県職員対象ハラスメント防止研修）」の企画、実施、評価等に関する業務

※　詳しくは、

- 資料２「令和８年度研修計画一覧」
- 資料３「福井県自治研修所研修業務委託先募集に関する資料」の別表２「令和９年度職員研修体系（案）」を参照してください。

３　委託期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約）

ただし、翌年度以降において、福井県の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、契約を変更または解除します。

４　見積限度額

年額　６０，２１９千円以内（消費税および地方消費税を含む。）

（契約総額　１８０，６５７千円以内（消費税および地方消費税を含む。）

※　この応募に要する経費は含みません。

※　このプロポーザルは、令和９年度の当初予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては、内容および予算額を変更する場合があります。

５　参加資格要件

（１）本業務の提案に参加できる事業者は、次の各号に定める要件をすべて満たす単独法人または複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とします。

コンソーシアムの場合は、全ての構成員が当該資格要件を満たすことが必要です。

なお、いずれの構成員も、この業務の他のコンソーシアムの構成員を兼ねたり、別途単独で応募することはできません。

① 福井県財務規則（昭和３９年４月１日福井県規則第１１号）第１４６条の規定に基づき福井県競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の開催時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

② 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

③ 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けていないこと。

④ 参加資格認定の日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立て、および会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生　手続開始の申立てまたは破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

⑤ 本店および福井県内に所在する営業所等が、国税または地方税を滞納していない者であること。

⑥ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ　役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ　役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ　役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦ 政治団体（政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第２条の規定によるもの）でないこと。

⑧ 企画提案審査会前３年間における事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。

⑨ 福井県から訴えを提起されていないこと。

⑩ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

⑪ 過去５年の間に官公署等と同種、同規模程度の契約実績を有すること。

（2）次のいずれかに該当する場合は失格とします。また、参加申込をした事業者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または、該当していることが判明した場合は、参加資格を取り消し、その者とは契約を締結しません。

① 参加表明書提出の日から企画提案の審査結果通知日までに、提案者が前記（1）の資格要件を満たさなくなった場合
② 提出期限までに提出資料が提出されない場合
③ 提出資料に虚偽の記載があった場合
④ 著しく信義に反する行為があった場合
⑤ 契約を履行することが困難と認められる場合
⑥ 企画提案書の内容が、法令違反など、著しく不適当な場合
⑦ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
⑧ 書類に不備（軽微なものを除く。）がある場合

6 募集に関する質問

質問は、別紙1「募集に関する質問票」により、令和8年11月13日（金）から令和8年11月20日（金）までに電子メールにより、福井県総務部人事課まで提出してください。

回答は、すべての参加申込者に対し、令和8年11月25日（水）までに電子メールにより行います。ただし、質問または回答が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答します。また、軽微な質問については、口頭により回答する場合があります。

7 スケジュール

手続	日程
募集開始	令和８年１１月１３日（金）
質問受付期限	令和８年１１月２０日（金）
質問への回答	令和８年１１月２５日（水）
参加資格申請書提出期限	令和８年１１月２７日（金）
参加資格結果通知	令和８年１２月　２日（水）
企画提案書提出期限	令和８年１２月１０日（木）
プレゼンテーション審査	令和８年１２月下旬
審査結果通知	審査から１週間程度

※審査委員会（プレゼンテーション）の日程については、別途お知らせします。

8　参加資格の認定手続等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、参加資格の認定を受けること。

（1）　受付期間	令和８年１１月１３日（金）から令和８年１１月２７日（金）まで（土・日、祝日を除く。）の１７時まで ※提出期限を過ぎたものは受け付けしません。
（2）　提出先	〒910-8580　福井県福井市大手３丁目１７番１号 福井県総務部人事課　行政経営・人材マネジメント室　尾竹 TEL　０７７６－２０－０２４０ E-mail　jinji@pref.fukui.lg.jp
（3）　提出書類	ア　【別紙２】参加表明書 イ　【様式１】法人概要書 ウ　商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し（発行３か月以内のもの） エ　法人の本店所在地に係る納税証明書の写し（参加表明書を提出する日の前日までに納税期限の到来した国税・地方税について、滞納がないことが分かる証明書）（発行３ヵ月以内のもの）および福井県内に営業所等を有する場合は当該営業所に係る県税の納税証明書 オ　福井県競争入札参加資格通知書の写し カ　直近の決算書 キ　同種または類似業務の実績が分かる書類 ク　会社説明概要書（会社案内など） ケ　その他、県が必要と認める書類 ※連合体の場合は、構成法人ごとに法人概要書、登記事項証明書の写し、納税証明書の写し、決算書、会社説明概要書を添付すること。 ※参加表明書および添付資料については、１部提出してください。（持参・郵送・電子メール） ※会社説明概要書について、パンフレット、その他冊子での資料がある場合は、９部郵送にて提出してください。
（4）　提出方法	電子メールによるデータ提出、持参または郵送（CD,DVD 等に格納）による。 なお、持参の場合は、土・日、祝日を除く９時から１７時までの間に限る。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。 ※電子メールで提出する場合、担当窓口に電話で受信確認を行うこと。

9　参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和８年１２月２日(水)までに電子メールにて申請者に通知します。

申請者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を電子メールにて通知します。

参加資格認定後、応募者の事情により参加が困難になった場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

１０　企画提案書の提出手続

参加資格を有すると認められた者は、資料１「福井県自治研修所研修業務委託先募集に関する企画提案書等作成要領」に従って作成し、提出してください。提出後における企画提案書の内容の修正または再提出は認めません。

なお、前記８による参加申込後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出してください。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いはしません。

（１）　提出期限	令和８年１２月１０日（木）１７時（必着） ※　この期限までに必要書類のすべてが揃っていないものや、記載内容に不備があって補正することができないものは受理することができないので、ご注意ください。
（２）　提出先	〒910-8580　福井県福井市大手３丁目１７番１号 福井県総務部人事課　行政経営・人材マネジメント室　尾竹 TEL　０７７６－２０－０２４０ E-mail　jinji@pref.fukui.lg.jp
（３）　提出方法	データと紙媒体の両方を提出すること。データは電子メールで提出し、紙媒体は、すべてＡ４版、両面印刷とし、正本１部、写し８部の計９部を持参または郵送とする。持参の場合は、土・日、祝日を除く９時から１７時までの間に限る。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
（４）　提出書類	①　【様式２】専属講師等の状況（法人全体） ②　【様式３】過去３年間（Ｒ６～Ｒ８年度）の研修実績（法人全体） ③　【様式４】研修業務に関する特色 ④　【資料２】令和９年度研修計画（案） ⑤　【様式５】県　階層別研修の内容および講師についての提案 ⑥　【様式６】市町　階層別研修の内容および講師についての提案 ⑦　【様式７】能力開発研修の内容および講師についての提案① ⑧　【様式８】能力開発研修の内容および講師についての提案② ⑨　【様式９】能力開発研修（e ラーニング）の内容および講師についての提案 ⑩　【様式１０】その他研修（県職員対象ハラスメント防止研修）の内容および講師についての提案 ⑪　【様式１１】追加で実施すべき研修内容および講師についての提案 ⑫　【様式１２】職員の研修意欲を引き出す工夫と研修の効果測定についての提案 ⑬　【様式１３】実施体制の計画 ⑭　【様式自由】経費見積書
（５）　到達確認	提出いただいた書類が提出期限までに到達したときには、提出者に対し、書類が到達したことをお知らせするメールを送信します。

１１　企画提案の審査

（1）審査委員会

福井県自治研修所研修業務の委託先候補を選定するために、県、市町等の関係者による「福井県自治研修所研修業務委託先候補選考審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

（2）審査方法

審査委員会の審査の際、プレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションは、令和８年１２月下旬を予定しています。詳細は、企画提案書を提出した法人等に別途連絡します。

審査委員会は、あらかじめ定められた審査基準に基づき、研修を安定して行う能力（受託実績など）、優れた研修を実施する能力（企画力など）、運営体制や経費などについて、公正な審査を行います。

なお、応募者が１者のみであり、その評価が一定の基準に満たなかった場合は、その者を委託先候補として選定しないこともあります。

（3）審査項目

審査項目および審査基準の概要は次のとおりです。

項目	審査基準
研修を安定して行う能力	・研修を受託するにあたっての基本的な考え方を十分理解しているか ・行政対象研修分野での高度な知識、ノウハウを有しているか ・都道府県等の研修受託実績は十分なものか ・研修の安定的な運営に必要な講師数が確保されているか
優れた研修を実施する能力	・県の意図する研修目的を達成できる研修内容であるか （県の提示する重点分野の課題を解決できる研修内容であるか。） ・研修カリキュラムや手法は研修内容を高める工夫がなされているか ・県が策定する「研修計画」や「研修体系」に対する助言、提案等の支援が期待できるか ・講師の力量（能力、経歴、経験、実績）は十分なものか ・受講生の学習意欲を引き出し、研修効果を高める工夫がなされているか
運営体制	・コーディネーターの力量（能力、経歴、経験、実績）は十分なものか ・確実かつ効率的な研修運営体制となっているか ・バックアップ体制は万全か
経費の妥当性	・研修費用は合理的に積算され、適切な内容となっているか

（4）審査結果の通知

審査結果については、全ての本プロポーザル参加者に対して通知します。

ア　通知方法　　応募者の代表者（担当者）宛に書面にて通知

イ　通知予定日　審査を実施した日から１週間程度

なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申立ては、一切認めません。

１２　契約の相手方の決定方法

審査委員会の審査により、総合点が最も高かった応募者を委託先候補に決定します。

県は、委託先候補者と企画提案書等の内容を基に、業務履行に必要な具体的な協議を行います。

ただし、３０日以内に協議が整わない場合は、総合点が２番目に高かった応募者と改めて協議を行います。

１３　契約方法等

審査の結果、選定された受託予定事業者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、福井県財務規則に基づき契約を締結します。

なお、契約締結は、福井県自治研修所研修業務の外部委託に係る予算が議会で議決された後になります。

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合があります。

（１）受託予定事業者が、契約の締結に応じないとき

（２）受託予定事業者の財政状況悪化等により、業務履行が確実でない恐れがあるとき

（３）契約締結までに、５に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき

（４）その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じたとき

＜電子契約希望の場合＞

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、受託候補者選定後すみやかに、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を「１５ 問い合わせ先」に記載のメールアドレスあて提出してください。

※様式

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx

※電子契約サービスについて

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

１４　その他

（１） このプロポーザルは、令和９年度の当初予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては、内容を変更する場合があります。

（２） 令和９年度の福井県自治研修所研修の研修基本方針、研修体系、研修カリキュラムは、貴社からの提案を受けて改めて福井県が策定します。

（３） 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とします。

（４） 企画提案に係る一切の経費については、応募者（参加）した法人等の負担とします。

（５） 本業務に関し、県から受領または閲覧した資料等について、県の了解なく公表または使用することは認めません。

（６） 提出された企画提案書は、審査を行う目的に限り使用します。ただし、福井県情報公開条例（平成十二年三月二十一日福井県条例第四号）その他関連規定により、公開の義務がある場合にはこの限りではありません。

（7） 提出された企画提案書は、企画提案書の審査に必要な範囲で複製を作成することがあります。
（8） 提出された企画提案書について、県から内容についての質問および補正を命じることがあります。
（9） 提出された企画提案書は返却しません。
（１０）提出後における企画提案書の内容の修正または再提出は認めません。

１５　問い合わせ先

〒910-8580　福井県福井市大手３丁目１７番１号
福井県総務部人事課　行政経営・人材マネジメント室　（担当：尾竹）
TEL　　：　０７７６－２０－０２４０
E-mail　：　jinji@pref.fukui.lg.jp
（土・日・祝日を除く８時３０分から１７時まで）